

●協議事項：市営バスの運賃割引制度の改定（案）について

1. 改定内容

市営バスの主な利用年齢層は 60 歳以上の高齢者が多くを占めており、高校生以下の利用者は非常に少ない状況であることから、子どもたちが市営バスを利用する機会を創出するため、**18 歳未満の者及び 18 歳以上の者であって高等学校等に在籍するものの運賃を「無料」とする。**

（※令和 3 年度バス利用者調査：60 歳以上が 67.2%、10 歳代が 2.1%）

■現行制度

区分	運賃
小学生未満	無料
小学生	半額
中学生以上	通常料金



■改定後の制度

区分	運賃
18 歳未満の者及び 18 歳以上の者であって高等学校等※に在籍するもの	無料

※特別支援学校の高等部及び高等専門学校生徒を含む。

※市内在住かどうかは問わない。

2. 目的

子どもたちに、普段の通学や習い事、市内の商業施設や観光施設に遊びに行く時等に、市営バスを気軽に利用してもらうことで、「市営バスを知る」ことにつなげ、「公共交通」の必要性を考えるきっかけづくりとする。

また、子どもの送迎にかかる保護者の負担軽減を図る。

3. 改定日及びスケジュール（予定）

改定日及び改定までのスケジュールは次のとおりとする。

（1）改定日

令和 6 年 10 月 1 日

（2）改定までのスケジュール

- ・ 令和 6 年 5 月：地域公共交通会議において協議、承認
- ・ 令和 6 年 6 月：市議会へ条例案を提出、議決
- ・ 令和 6 年 7 月～9 月：広報活動、時刻表改定等
- ・ 令和 6 年 10 月 1 日：改定実施